

報道資料

平成23年9月16日
奈良県 防災統括室
担当：岡 部
電話：0742-27-8425
内線：2271

台風12号災害にかかる被災者生活再建支援法の適用について

- 平成23年9月2日からの台風12号により、下記の市町村において多数の住宅被害が生じ、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に定める自然災害に該当するものと認め、同法を適用します。
- 今後、以下の区域において、住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯等については、その申請により住宅の被害程度や再建方法等に応じて支援金が支給されます。

該当市町村	支援法 適用日	支援法 適用基準	住宅被害(世帯)		
			全壊	半壊	床上浸水
五條市（ごじょうし）	9月2日	第1条第2号	22	5	0
天川村（てんかわむら）	9月2日	第1条第6号	4	1	53
野迫川村（のせがわむら）	9月2日	第1条第6号	4	0	7
十津川村（とつかわむら）	9月2日	第1条第2号	11	1	0

注1 上記の数値は平成23年9月16日7時現在の市町村からの報告による。同数値は、今後の調査によって変動することがある。

注2 支援法適用基準とは被災者生活再建支援法施行令を示す。

<参考>

- 支援金支給の仕組み（法第18条）
被災者生活再建支援金は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支給するが、その1/2について国が補助することとされている。
- 対象となる自然災害（施行令第1条）
○被災者生活再建支援法施行令第1条第2号（10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害）
○同令第1条第6号（同令第1条第1号又は第2号に該当する市町村を含む都道府県または、同令第1条第3号に該当する都道府県が2以上ある場合に、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害）